

出来事（2014年3月）

1. 食品添加物の新規指定

ひまわりレシチン、 β -apo-8'-カロテナール及びアドバンテーム（甘味料）の3品については、既にWTO通報が発せられています。また、ポリビニルピロリドン、グルタミンバルリグリシン、アスペラギナーゼ（*Aspergillus niger* ASP-72 株）、アンモニウムイソバレレート等の指定、ビオチンの使用基準の改正のための手続きが進められています。

未承認・食品添加物「過酢酸製剤」の健康影響評価が、12月25日、1月21日、2月13日について、3月13日にも行なわれましたが、完了しておりません。未承認食品添加物が未評価のまま流通するという異常事態が、1年間以上の長期に渡って継続することになります。

2. 遺伝子組換え食品添加物

○安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（17品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

○安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（57品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（5品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

（1施設2品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list4.pdf>

3. 食品表示法の制定に向けて、消費者委員会食品表示部会

①加工食品の表示に関する調査会 第4回調査会（3月20日）

②生鮮食品・業務用食品に関する調査会 第3回調査会（3月14日）

③栄養表示に関する調査会 第3回調査会（3月12日）

○食品表示部会（3月26日） 3つの調査会の中間報告がなされました。

消費者庁の「販売の用に供する添加物の表示について」について、NPO 食品安全グローバルネットワークが、3月17日より、事業者に対するアンケート調査を行いました。

4. 第9版食品添加物公定書

3月26日、薬食審の食品衛生分科会の添加物部会で報告されました。

食品安全委員会の健康影響評価、薬食審の食品衛生分科会、パブコメ等の所要の手続きが行なわれます。最速で、来年（2015年）1月の告示とされます。

新規収載品目：既存添加物である酵素；62品目、酵素以外の既存添加物；25品目

第8版作成（平成19年3月公布）以降に新規指定された指定添加物

5. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

① 今月の新たな出荷制限の設定

3月12日、群馬県の薄根川(支流を含む。)で採捕されたイワナ(養殖により生産されたものを除く。)

3月20日、福島県の一部地域で産出される26年産米のうち、県の定める管理計画に基づかない米

3月25日、福島県沖で漁獲された ユメカサゴ

② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材 (3月20日現在)

6. 全国食品衛生主管課長会議

3月10日、開催されました。公開された資料から気になったところを拾ってみました。

① 予算：約10億円の減少(平成25年度122.5億円 ⇒ 平成26年度112.5億円)

② 施設数：許可を要する施設；250万、許可を要しない施設；135万、合計；386万

③ 食品衛生監視員数：7,995人(内専任数；1,279人)*東京都以外の専任者は少ない。

④ 輸入食品の違反率：0.5%(違反件数÷検査件数)

⑤ 検疫所の食品衛生監視員：399名 *届出件数：218万件 5,467件/監視員

⑥ 既存添加物の安全性確認：未実施；119品目(内収集中；10品目)

7. 砂糖のガイドライン案とパブコメ(WHO、3月5日)

WHOは、砂糖によるエネルギーを1日の総エネルギーの10%以下にすることを2002年から推奨してきました。新しいガイドラインで、5%以下にすることができれば、さらにメリットが増すだろうとしています。パブコメ：3月5日～3月31日

<http://www.who.int/mediacentre/news/notes/2014/consultation-sugar-guideline/en/>

8. 商取引される食品と飼料における低レベルGM作物の事件の着実な増加(FAO)

3月13日、FAOの調査で、世界中のGM作物の生産増加により、商取引される食品と飼料における低レベルGM作物の事件の着実な増加したことが判明しました。これは、193加盟国の内の75カ国からの回答によるもので、FAOの技術会議で議論されるということです。

<http://www.fao.org/news/story/en/item/216311/icode/>

9. 栄養成分表示の変更の提案(FDA、2月27日)

1回の提供量(serving size)の変更、添加された糖(added sugars)、カリウム(potassium)及びビタミンDの追加、ラベルのフォーマットの変更がなされます。

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/GuidanceDocumentsRegulatoryInformation/LabelingNutrition/ucm385663.htm>

10. 多動性と関連する色素を含まない製品のリストの更新（英国）

FSA は、多動性と関連する可能のある 6 品目（*）のアゾ系タール色素を含有しない製品に切り替えることを推奨し製品リストを更新します。最新版：2月28日

* タートラジン（黄色 4 号）、サンセットイエロー（黄色 5 号）、アルラレッド（赤色 40 号）、ポンソー 4 R（赤色 102 号）、アズルピン（未承認）、キノリンイエロー（未承認）

<http://www.food.gov.uk/policy-advice/additivesbranch/foodcolours/colourfree/manufacturers>

11. FSMA（米国食品安全強化法）での JETRO の積極的な対応

① ジェトロ報告書「2013 年度 米国の食品安全・輸入関連制度の解説」の発行

第 1 部：総論 第 2 部：食品一般に関する規制 第 3 部：特定の食品に関する規制、
第 4 部：FDA によるトレーサビリティ確保のための規制、 第 5 部：FDA による輸入食品に関する規制 第 6 部 FDA による輸入食品に対する取締り

② 「意図的な異物混入に対する食品保護」提案規則へのパブコメの提出

FDA が、2013 年 12 月、食品安全強化法第 106 条（意図的な異物混入に対する食品保護）の規則案を公表しました。本規則案では、大規模な危害を引き起こす意図的な異物混入から食品を保護するため、国内および外国供給施設に必要な措置の義務付けが提案されており、FDA への登録施設には、「対策措置」「集中的緩和戦略」「監視」「是正措置」「検証」「研修」「記録管理」を含む、書面による食品防御対策の実施が必要です。本件について、JETRO がパブコメを提出しました。

③ JETRO は、セミナーを開催するなど、積極的に米国 FDA の施策を紹介しています。

④ 「米国食品安全強化法」の FDA 検査に関するアンケートを実施しています。

このように大きな機関である JETRO が積極的に動いていますので、3月28日の食品表示市民ネットワークで、NPO 食品安全グローバルネットワークは、「我々の役目は完了した」とコメントしました。

12. 輸入食品監視指導計画

3月28日、平成26年度輸入食品監視指導計画が策定され通知されました。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kanshi/h26/dl/140318-01.pdf>

○平成26年度輸入食品監視指導計画

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kanshi/h26/dl/yunyu-01.pdf>

13. 輸入食品の違反事例

① 輸入時の例

シーズ・コム株式会社がベトナムから輸入した「冷凍むき身えび：冷凍エビ串」のモニタリング検査で、オキシテトラサイクリン 0.3ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄・積戻し等が指示されました。

②国内での事例

品名	条文	生産国	不適合内容	輸入者名
即席めん(アイドルズ タイラー メン シーフード風味)	第11条 第2項	タイ	成分規格不適合(過 酸化価値 99)	株式会社 朝日
チョコチップブラック、エコサー ト認定チョコチップ(ビター)	第10条	フランス	指定外添加物(ヒマ ワリレシチン使用)	株式会社ノヴァ

* 検疫所を通過した（国内に流通された）後に発見された事案です。

（作成：2014年3月31日）